

議案参考資料

[令和6年第2回定例会(6月)]

[担当課(室)係]

税務課 資産税担当

議案名

議案第45号 桐生市地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例案

趣旨・目的

「地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令」(以下「省令」という。)の一部改正に伴い、課税の特例の対象施設の追加及び取得期限の延長を行おうとするものです。

概要

本条例において、対象の固定資産に対して、最初に固定資産税を課税すべきこととなる年度以後3年度分について、段階的に軽減しています。

省令が改正されたことにより、課税の特例の対象施設に新たに「特定業務児童福祉施設(従業員の児童のために使用される保育所等の児童福祉施設)」を追加します。また、課税の特例の対象施設の取得期限を、「令和6年3月31日まで」から「令和8年3月31日まで」に改めます。

(施行期日：公布の日)

背景・経過

「地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令」により、課税の特例の対象となる地方公共団体や施設等が定められています。今回、省令が改正されたことにより、対象となる施設が追加され、その取得期限が2年延長となりました。